

新型コロナウイルス感染症患者の本県の発生状況について（53 例目）

令和2年4月26日

本県において、昨日（4月25日）22時頃に、那須塩原市内の医療機関Bより、新型コロナウイルス感染症の発生届が提出されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、県内では53例目です。
本件について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っております。

【患者の概要（53 例目）】

1 年代：80代

2 性別：女性

3 居住地：大田原市

4 症状、経過

4月16日 倦怠感あり。

4月17日～18日 発熱（37℃～38℃台）あり。

4月19日～20日 解熱

4月21日～23日 発熱（38℃～39℃台）及び倦怠感あり。

4月22日 大田原市内の医療機関Aを受診し、抗生剤と解熱剤を処方される。

4月24日 解熱

4月25日 医療機関Aを受診。病診連携により、那須塩原市内の医療機関Bを紹介され受診し、入院。医療機関BにおいてPCR検査を実施し、陽性であることが判明。

5 行動歴

※移動は自転車、マスク着用あり。

・海外渡航歴なし。県外への移動もなし。

・4月16日、21日 大田原市内のスポーツ施設を利用。

・4月22日 大田原市内の医療機関Aを受診。

・4月25日 大田原市内の医療機関A及び那須塩原市内の医療機関Bを受診。

・4月14日以降、上記以外は、基本自宅で過ごす。

・スポーツ施設については、会員制のため、同日利用者については、施設から連絡を実施。

・施設内の消毒については、適切な指導の下、実施済み。

・詳細は、現在調査中。

6 濃厚接触者等について

・濃厚接触者については、現在調査中。

・医療機関では適切な感染防御対策を講じているため、濃厚接触者はいない。

7 公表の考え方について

・感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。

・感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（4/14以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。

・一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（4/13以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。